



法令改正によりマルチマルチクレームが制限されたそうですが、詳細を教えてください。

(長野県 K. K)



1. マルチマルチクレームとは  
マルチマルチクレームとは「他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項（マルチクレーム）を引用する、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項」のことです。

以下の例では、請求項4がマルチマルチクレームとなります。

【例】

請求項1：……を有する……。

請求項2：……請求項1に記載の……。

請求項3：……請求項1または2に記載の……。

請求項4：……請求項1～3のいずれか1項に記載の……。

請求項5：……請求項4に記載の……。

2. マルチマルチクレームの制限

特許法施行規則および実用新案法施行規則が改正され、令和4年4月1日以降の特許出願および実用新案登録出願においては、マルチマルチクレームが認められなくなります。この制限の適用については、以下のように「出願日」を基準に判断されます。

- ① 通常の国内出願では、出願日が基準となる。
- ② 国内優先権主張出願では、実際の

出願日（後の出願日）が基準となる（優先日ではありません）。

③ パリ優先権主張出願では、日本への出願日が基準となる（第一国出願日ではありません）。

④ 分割出願では、<sup>そきゅう</sup>遡及した出願日（原出願の出願日）が基準となる。

なお、PCT出願の国際調査や国際予備審査においては、マルチマルチクレームであっても調査・審査の対象となり、制限は適用されません。

3. マルチマルチクレームの審査

マルチマルチクレームの制限に伴って特許・実用新案審査基準が改訂されました。審査は以下ようになります。

- ① 特許出願にマルチマルチクレームが含まれている場合、36条6項4号違反（委任省令要件違反）の拒絶理由となる。
- ② マルチマルチクレームおよびこれを引用する請求項については、上記委任省令要件違反に関する審査以外の審査（新規性や進歩性などの審査）の対象とならない。
- ③ 上記委任省令要件違反の拒絶理由通知に対する応答でマルチマルチク

レームを解消する補正をした場合、その後の審査において通知が必要となった拒絶理由のみを通知する際には「最後の拒絶理由通知」となる。

④ 実用新案登録出願にマルチマルチクレームが含まれている場合、実用新案法6条の2に規定する要件（基礎的要件）を満たさないものとなる。

4. 対策

以上のように、施行後のマルチマルチクレームの審査では、その後の拒絶理由通知が「最後の拒絶理由通知」となってしまうリスクがありますので、慎重な対応が必要となります。

具体的な対策としては、特許出願（国内出願、優先権主張出願、分割出願など）の出願時および特許請求の範囲を補正する手続補正書の提出時には、出願日を正確に把握するとともに、請求項の従属関係をチェックすることが重要です。特に、左記【例】の請求項5のようなマルチマルチクレームを引用する請求項は見逃しやすいので注意してください。

なお、特許庁がマルチマルチクレーム検出ツールを提供していますので、これを活用することもできます。